

# 議会運営委員会

日 時 平成 2 5 年 6 月 1 2 日 ( 水 ) 午後 4 時 4 2 分 ~  
場 所 第 3 委員会室

---

## 1 追加議案の概要説明について

## 2 6月13日本会議の議事について

### ( 1 ) 議事日程

#### 第 1 一般質問

#### 諸報告

第 2 報告第 1 号及び第 1 号議案から第 3 号議案まで ( 質疑、付託 )

第 3 第 4 号議案から第 9 号議案まで ( 提案理由説明、質疑、付託 )

第 4 請願審査について ( 付託 )

( 2 ) 諸報告 : 法人経営状況説明書類 7 件提出

( 3 ) 質 疑 : 日程第 2 質疑順序 \_\_\_\_\_

日程第 3 通告不要の質疑

( 4 ) 請 願 : 1 件、別紙請願文書表のとおり

( 5 ) 付 託 : 別紙付託表、請願文書表のとおり

付託表、請願文書表を13日議場へ持参

決算特別委員会は閉会日設置、継続審査議決

## 3 6月13日会議予定について

### 本会議

日程第 1 一般質問終了後 ( 休憩はさまず ) 諸報告、日程第 2 . . .

広報広聴会議広聴部会

14日の会議はなし

#### 4 陳情・要望について

- ( 1 ) 慰安婦問題の早期解決を求める意見書提出要請 【総務文教】
- ( 2 ) 子ども・被災者生活支援法に基づく具体的施策の早期実現を求める陳情  
【総務文教】
- ( 3 ) 新規制基準に基づく大飯原子力発電所 3 号機、4 号機の再審査の実施を求める  
陳情 【総務文教】
- ( 4 ) 国に対し T P P 参加の断念を求める陳情書  
【環境厚生】 【産業建設】

#### 5 議会基本条例の改正について

- ( 1 ) 改正内容 【別紙 1】
- ( 2 ) 提案理由説明なし

#### 6 定例会日程について

- ( 1 ) 9月定例会日程 【別紙 2】
- ( 2 ) 12月定例会日程 11月25日～12月13日予定
- ( 3 ) 3月定例会日程 2月24日～3月20日予定

#### 7 広報広聴会議報告

- ( 1 ) 亀岡市議会広報広聴戦略 【別紙 3】
- ( 2 ) 議会だより「常任委員会行政視察」掲載
- ( 3 ) 議会だより一般質問原稿提出期限：6月20日（13日USB送付）

#### 8 その他

- ( 1 ) 次回議会運営委員会：20日（木）午後1時30分から
- ( 2 ) 当面の会議予定
  - 6月17日（月）10:00～ 総務文教常任委員会
  - 18日（火）10:00～ 環境厚生常任委員会
  - 19日（水）10:00～ 産業建設常任委員会

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(政務調査費)</p> <p>第22条 政務調査費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査及び研究に資するために交付するものとする。</p> <p>2 議会は、政務調査費の用途について公開しなければならない。</p> <p>3 政務調査費の交付については、別に条例で定める。</p>	<p>(政務活動費)</p> <p>第22条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。</p> <p>2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。</p> <p>3 議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。</p>

## 議第〇号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中、「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査及び研究」を「調査研究その他の活動」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年亀岡市条例第2号）に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月亀岡市議会定例会日程（案）

（会期 26日間）

月	日	曜日	行 事	備 考
9/	2	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
	3	火		
	4	水		
	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月	【定例会開会】 ＜一般質問通告期限：14:00 請願書提出期限：17:00＞	
	10	火		
	11	水		
	12	木		
	13	金		
	14	土		
	15	日		
	16	月	敬老の日	
	17	火		
	18	水	【一般質問】	一般質問順序 1清風 2公明 3創生 4市民 5緑風 6共産
	19	木	【一般質問】、議運（追加議案送付） ＜質疑通告：一般質問終了時＞	
	20	金	【一般質問】	
	21	土		
	22	日		
	23	月	秋分の日	
	24	火	【一般質問】（追加議案提案）議運、3常任委員会	幹事会、会派会議
	25	水	決算特別委員会	
	26	木	決算特別委員会	
	27	金	決算特別委員会	
	28	土		
	29	日		
	30	月	決算特別委員会	
10/	1	火	決算特別委員会	
	2	水	（委員会予備日）＜意見書提出期限：12:00＞	
	3	木	議運 ＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
	4	金	決算分科会委員長会議、 3常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議

◆一般質問日程は通告により3日間で終了する場合があります。その場合は9/20一般質問終了後追加議案提案、議運、幹事会、会派会議、9/24の会議日程は3常任委員会のみ。

## 亀岡市議会広報広聴戦略

## 頼れる！役立つ！市民と共にあゆむ亀岡市議会

～市民とのパートナーシップ構築のために～

今後さらに地方分権の加速、拡大が予想される中、地方議会もその果たすべき役割、重要性が増すことは明らかである。二元代表制のもと、市政に対する市民の負託に応えるためには、議会判断の独立性、独自性が確保されるように、議会として、市民からの情報を収集し政策判断に役立てていかなければならない。

また、地方自治は、地域のことを市民自らが考え、決定し、実行することにその精神がある。よって、市民が議会との関わりを通じて市政参加するために必要な情報を発信し、市民が求める情報を公開していく必要がある。

**基本理念** 市民とのパートナーシップ構築のための広報広聴

1. 役立つ議会の発信と説明責任を果たすための広報
2. 市民に市政参加を促すための広報
3. 議会議論を高めるための広聴
4. 政策形成やまちづくりに市民意思を反映し市民福祉の向上につながる広聴
5. 多様な市民に行き渡る広報広聴

## 行動指針

- ① 議会情報・審議内容・審議結果を迅速に公開する→基本理念 1
- ② 市民の役に立つ議会を発信する→基本理念 1・2
- ③ 市政の課題を市民と共有する→基本理念 2
- ④ 市民意見を受けての議会の対応をフィードバックする→基本理念 1・2
- ⑤ 政策形成に活かすために市民からの情報を収集する→基本理念 3・4
- ⑥ 対象者に合わせて多様な広報広聴手段を活用する→基本理念 5
- ⑦ 対象者ごとの広報広聴内容を工夫する→基本理念 2・3・4・5
- ⑧ 参照しやすい情報公開に努める→基本理念 5